

令和2年第1回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和2年5月14日）

（午前9時55分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干、定刻前でございますけれども、皆様おそろいですので、ただいまから、令和2年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番能登直樹さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案5件、報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和2年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の9ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日までに施行が必要な部分について、専決処分により改正をしたものでございます。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定でございます。いずれも単身児童扶養者に該当する場合において、申告書にその旨の記載を不要とする規定の整備を

行うものでございます。

第48条は、法人の市民税の申告納付の規定でございます。地方税法の改正に伴い、引用条文を整理するものでございます。

第54条は、固定資産税の納税義務者等の規定でございます。調査を行っても所有者が明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を追加するほか、引用条文を整理するものでございます。

第61条は、固定資産税の課税標準、第61条の2は、法第349条の3第28項等の条例で定める割合の規定でございます。いずれも地方税法の改正に伴い、引用条文を整理するものでございます。

資料の10ページに参ります。

第74条の3は、現所有者の申告の規定でございます。登記又は課税台帳に登録されている所有者が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に必要な事項の申告をさせることができる規定を追加するものでございます。

第75条は、固定資産に係る不申告に関する過料の規定でございますが、第74条の3の追加に伴う規定の整備など、所要の改正を行うものでございます。

第96条は、たばこ税の課税免除、第98条は、たばこ税の申告納付の手続の規定でございます。課税免除の適用に当たり、必要な手続の簡素化のための規定の整備、引用条文の整理等を行うものでございます。

附則第6条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、附則第7条の3の2につきましては、平成から令和に改元されたことに伴う規定の整理でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、適用期限を3年延長するものでございます。

附則第10条は、読みかえ規定の規定でございますが、文言の整理を行うものでございます。

資料の11ページに参ります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。地方税法の改正に伴い、引用条文を整理するとともに、特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置を追加する規定を整備するものでございます。

資料の12ページに参ります。

附則第11条から附則第15条までの改正につきましては、改元に伴う規定及び文言の整理を行うものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、適用期限を3年延長するものでございます。

資料の13ページに参ります。

附則第22条及び附則第23条の改正につきましては、改元に伴う規定の整理でございます。

次に、歌志内市税条例等の一部を改正する条例の一部改正、第2条関係でございます。令和元年改正条例第3条のうち第24条以下の改正につきましては、非課税措置の範囲に単身児童扶養者を追加する改正規定を削除するほか、関連する規定の整備及び改元に伴う規定の整理を行うものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則（施行期日）第1条、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則第2条及び第3条は、市民税、固定資産税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

附則第4条から第7条までは、平成27年から平成30年までに行った市税条例の一部改正のうち、改元に伴い影響のある規定について整理するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第3号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、報告のとおり承認されました。

議案第18号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 議案第18号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第18号固定資産評価員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価員（無給）に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠1037番地46。

氏名、阿部幸雄。

生年月日、昭和36年4月13日。

職業、歌志内市市民課長。

提案理由は、令和2年4月1日付で所管課長に異動があったので、任命がえをしようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 1 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第19号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第19号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料1ページをごらん願います。

第24条は、個人の市民税の非課税の範囲、第34条の2は、所得控除、第36条の2は、市民税の申告の規定でございます。全てのひとり親家庭に対して公平な制度となるよう、婚姻歴の有無や男性のひとり親と女性のひとり親の不公平を解消するための改正であり、非課税措置について、寡婦を対象から除き、ひとり親を対象とし、所得控除については、ひとり親控除を追加するなど、規定を整理するもので、地方税法第295条、第314条の2及び第317条の2に基づき、令和3年1月1日から適用するものでございます。

第94条は、たばこ税の課税標準の規定でございます。国税のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこを紙巻きたばこに換算する方法についての規定を追加するほか、所要の規定を整備するもので、地方税法第467条、同法施行令第53条の2に基づき、令和2年10月1日から適用するものでございます。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例、附則第4条は、納期期限の延長に係る延滞金の特例の規定でございます。租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、規定を整備するもので、地方税法附則第3条の2及び同法施行令附則第3条の2の2に基づき、令和3年1月1日から適用するものでございます。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の

規定でございます。低未利用土地等を譲渡した場合、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例が創設されたことに伴い、規定を整備するもので、地方税法附則第34条及び第34条の2に基づき、令和3年1月1日から適用するものでございます。

資料の2ページに参ります。

次に、歌志内市税条例の一部改正、第2条関係でございます。

第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定でございます。法改正に伴い、引用条文を整理するもので、地方税法第326条に基づき、令和4年4月1日から適用するものでございます。

第20条は、年当たりの割合の基礎となる日数、第23条は、市民税の納税義務者等の規定でございます。いずれも、この後説明いたします改正規定に伴い、規定を整備するもので、利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条、地方税法第294条に基づき、令和4年4月1日から適用するものでございます。

第31条は、均等割の税率、第48条は、法人の市民税の申告納付、第50条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續、第52条は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございます。法人税法における連結納税制度の廃止に伴い、通算法人ごとに申告等を行うこととする規定などについて整備するもので、地方税法第312条等に基づき、令和4年4月1日から適用するものでございます。

第94条は、たばこ税の課税標準の規定でございます。第1条の改正において追加した換算方法の規定を整備するもので、地方税法第467条に基づき、令和3年10月1日から適用するものでございます。

資料の3ページに参ります。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例の規定でございます。第52条の改正に伴い、規定を整備するもので、地方税法附則第3条の2に基づき、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2条から第6条は、延滞金、市民税、市たばこ税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

附則第7条は、歌志内市債権管理条例の一部改正でございます。附則第3項の延滞金の割合の特例の規定について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い整備するもので、地方税法附則第3条の2に基づき、令和3年1月1日から適用するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第20号歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第20号歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療制度の被保険者に傷病手当金を支給するため、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）が改正されたことに伴い、本市において傷病手当金支給申請書の受け付けが行えるよう、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、臨時会資料の4ページをごらん願います。

第2条は、本市において行う事務の規定でございます。

提案理由で説明いたしましたとおり、傷病手当金の支給に係る申請書の受け付けを行えるよう、条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の事例に当たって、後期高齢者の方が被保険者ということなのですが、75歳以上で給料をもらいながら働いている方ということが考えられると思うのですが、歌志内市はどれぐらいの方々がいるのか、把握されているのか、お聞きしておきたいと思います。

もしこういう方々がいて、今回の内容、傷病手当の支給ということになった場合、どうふうに対応していくか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 阿部市民課長。

○市民課長（阿部幸雄君） まず、対象になる方なのでございますけれども、後期高齢者医療制度の被

保険者で、給与等の支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われ、労務に服することができず、受けることができるはずであった給与等の全部または一部を受けることができない方が対象となります。

それで、後期高齢者医療制度の被保険者で、給与等の支払いを受けている方は、2月末日現在で66人となっております。

続きまして、申請書類の関係かと思えますけれども、北海道後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードできますが、市民課に対象の方から問合せがあった場合は、申請書を送付させていただきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 75歳以上ということなので、なかなかホームページまで行ってダウンロードしてという作業は多分、結構難しいのかなと思いますので、その辺、もし感染した方に対しては、速やかに市のほうから手続できるような手だてをとっていただきたいと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 阿部市民課長。

○市民課長（阿部幸雄君） 先ほども申し上げましたけれども、連合のほうのホームページからダウンロードしてというのはなかなか難しいと思いますので、問合せがあった時点で、こちらのほうから直接御本人のほうに申請書を郵送させていただきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第21号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第21号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）等の公布に伴い、基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対す

る軽減措置を拡充するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料5ページをごらん願います。

第2条は、課税額の規定でございます。地方税法施行令に定められている基礎課税額（医療分）の課税限度額が「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額の課税限度額が「16万円」から「17万円」に引き上げられたことにより、本市の課税限度額も同様に改めるものでございます。

地方税法第703条の4及び地方税法施行令第56条の88の2に基づき、令和2年4月1日から適用するものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。第2条の課税限度額の改正に伴い、減額後の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、5割と2割軽減の判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減は、被保険者の数に乗すべき金額を「28万円」から「28万5,000円」に引き上げ、2割軽減は、被保険者の数に乗すべき金額を「51万円」から「52万円」に引き上げるものでございます。

例えば2人世帯の場合、5割軽減は、現行では、所得が89万円以下の世帯が対象でありましたが、改正後は1万円引き上げられ、90万円までの所得の世帯が対象になり、また、2割軽減は、現行135万円以下の所得の世帯が対象でありましたが、改正後は2万円引き上げられ、137万円までの世帯が対象となるものでございます。

地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の89の規定に基づき、令和2年4月1日から適用するものでございます。

附則第4項及び第5項は、長期及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定でございます。低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、規定を整備するものでございます。

地方税法附則第36条の規定に基づき、令和3年1月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございますが、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第22号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第22号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第22号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,421万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,021万1,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第22号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算の事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、全て国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等を踏まえまして、市民の命と健康を守り、影響を受ける市内事業者等を支援するとともに、感染拡大の防止など、緊急に対応が必要な事業を全額国の補助により行うためのものがございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費3億1,694万7,000円の増額補正は、特別定額給付金給付事業として、全国一律に行う事業で、本年4月27日に本市の住民基本台帳に登録されている全ての方を対象に、給付対象者1人につき10万円の特別定額給付金を支給するものがございます。

内訳は、3節職員手当等207万9,000円から12節委託料140万8,000円までは、職員の時間外勤務手当、消耗品などの需用費、郵便料や口座振替手数料などの役務費、システム整備に係る電算委託料など、特別定額給付金の給付に要する事務経費で、18節負担金、補助及び交付金3億1,000万円は、3,100人分の特別定額給付金であります。

5項児童福祉費1目児童福祉総務費264万3,000円の増額補正は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業として、全国一律に行う事業で、児童手当を受給している世帯に対し、対象児童1人につき1万円の子育て世帯臨時特別給付金を支給するものがございます。

内訳は、3節職員手当等4万7,000円から12節委託料69万3,000円までは、職員の時間外勤務手当、消耗品などの需用費、郵便料や口座振替手数料などの役務費、システム整備に係る電算委託料など、子育て世帯臨時特別給付金の給付に要する事務経費で、18節負担金、補助及び交付金180万円は、180人分の子育て世帯臨時特別給付金であります。

なお、特別定額給付金給付事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業の概要につきましては、臨時会資料の7ページに掲載しており、定額給付金の申請書類の発送は5月15日を予定しております。その他の概要につきましては、資料を御参照願います。

続きまして、7ページに参ります。

これ以降は、地域の実情に応じて行う事業でございます。

7款1項とも商工費1目商工業振興費2,649万2,000円の増額補正は、商品券発行事業と休業要請等支援金であります。

内訳は、11節役務費91万1,000円の増額補正は、商品券等を発送するための郵便料で、18節負担金、補助及び交付金2,558万1,000円の増額補正は、商品券発行に係る補助金と休業要請等支援金であります。

制度の内訳は、商品券発行事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する個人消費を喚起し、消費者の生活支援と市内事業者等の売り上げ向上を図るため、商工会議所に市民1人当たり5,000円の商品券を発行するための補助金1,608万1,000円を交付するもので、商品券の発送は市で行い、換金等は商工会議所で行います。

休業要請等支援金は、北海道の休業要請に基づき休業した中小企業及び売り上げが減少した中小企業者の事業を下支えするための支援金を交付するもので、北海道の休業要請に基づくものにつきましては、30万円から北海道の支援金額を差し引いた差額を、その他の事業者等につきましては、売上額が前年同月比20%以上減少した事業者等を対象に10万円の支援金を支給するものであります。

なお、中小企業休業要請等支援金交付事業及び地域振興券発行事業の概要につきましては、臨時会資料の8ページに掲載しておりますので御参照願います。

9款1項とも消防費4目防災費10節需用費126万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策等のため、三層マスク、消毒用アルコール、プラスチックグローブ、体温計などを備蓄するものであります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費10節需用費1万5,000円の増額補正は、教職員の在宅勤務に伴うデータ保護機能付きのUSBメモリの購入費用で、12節委託料2万5,000円の増額補正は、臨時休校等に伴う保護者との情報発信用学校メール一斉配信業務委託料であります。

2目教育振興費11節役務費188万4,000円の増額補正は、休校中の自宅学習支援のため、インターネット環境のない家庭の接続環境を確保するためのインターネット接続料で、30回線分であります。

3項中学校費1目学校管理費10節需用費1万5,000円及び12節委託料2万5,000円の増額補正並びに、9ページに参りまして、2目教育振興費11節役務費188万4,000円の増額補正の内容は、小学校費と同様であります。

5項保健体育費1目保健総務費10節需用費20万4,000円の増額補正は、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費であります。

15款1項1目とも予備費2,280万8,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるもので、今後の新型コロナウイルス感染症対策の財源とするものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,462万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう交付される交付金であります。

2目民生費補助金4節特別定額給付金給付事業費補助金3億1,694万7,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました特別定額給付金給付事業に係る事業費及び事務費補助金であります。5節子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金264万3,000円の増額補正は、同じく歳出の民生費で予算措置いたしました子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る事業費及び事務費補助金であります。

以上で、議案第22号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 2点につきまして質疑をさせていただきます。

22号議案の歳出7ページ、7款1項商工費1目商工振興費ということで160万円何がしが計上されているということで、商品券5,000円分を配布するという流れですが、利用できるのは歌志内市の事業所となっておりますけれども、たしか歌志内では96カ所ぐらいのものがあつたと思うのですが、どういったところで利用できるのかということの答弁をいただければと思います。

次に、今回、有効期間は発行から4カ月間となっているようでございますが、4カ月間にした理由につきまして、お伺いをいたします。

続きまして、歳出の7ページ、10款の教育費2項、3項の小学校、中学校費の2目教育振興費なのですが、新型コロナウイルス感染対策事業ということで、小学校、中学校にインターネット接続料ということで188万4,000円という金額が計上されております。

インターネットを接続するものをつくるということなので、接続するものはいいのでしょうか、最終的に機器、それを含めた金額がこの金額でいいのか、そのことにつきまして答弁をいただければと思います。

次に、インターネットとなりますと、やはりできる子供たち、できない子供たち、あるいはできる家庭、いろいろとあろうかと思つます。それに際します、指導する先生の配置、これはどのようになつているのかということにつきましてお伺いをいたします。

それと、OA機器というものが必要になってくる、その人数が、回線数ということで、ともに30ということで説明があつたかと思つますが、さまざま調べた結果30になると思うのですが、小学校56名、そして中学校は46名おられるわけですが、その30名、30名で全て網羅することができるのか、それにつきまして答弁をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから商品券発行事業についての御質問についてお答えいたします。

まず、商品券について、どこの事業所で使えるのかという部分でございしますが、基本的には、昨年、これまでも実施しておりますプレミアム商品券と同様に使えるよう、現在、商工会議所と調整をしております。

昨年のプレミアム商品券の取扱事業者につきましては71店舗ということでした。

次に、使用期間が6月1日から9月30日、4カ月間という短期間という理由でございしますが、今回の商品券の発行の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症による市民の生活支援を目的とする一方、地域経済の下支えをするため、市内商工事業者の売り上げ向上を図ることも目的としています。よりまして、緊急的に地域経済を短期的に動かす必要があることから、商工会議所と協議を行いながら、使用期間を4カ月としているところでございます。

なお、今後におきましても、現在、例年のとおりプレミアム商品券等も予算では盛っておりますので、今後においては、それらの活用時期も含めまして、対応することとしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 私のほうからは、小中学校におけますインターネット接続料ということでの御質問のまず1番目の、機器を含めたものなのかという趣旨ですが、これにつきましては、機器を含めた状態となっております。

次に、インターネットができる家庭並びに指導する先生の配置ということですが、インターネットができる家庭という部分におきましては、正直、この提案をする最中に小中学校の家庭でのインターネットの環境調査というものを行っております。

ただ、分散登校という関係で、毎日子供たちが学校に来られないという状況が今続いている関係で、その調査の回収というものが完全にでき上がっていないということ、まずもって御理解いただきたいと思っております。

その中で、現状といたしまして、文科省、それから道教委におきましても、現状の家庭における学びの対応というものをどう対応していくのかという中では、家庭におけますインターネット環境なり、それからパソコン、家庭のスマホ、これらをまず一生懸命使えるものは使っていこうという内容がございします。

それで、指導する先生の配置という部分におきましては、現状としまして、道教委等におきましても、教科書等の単元別だとか、ページに応じたサイトのところに、道教委におけますプリントみたいなもの、それから教科書の学習内容のページがありますので、そういう内容をまずもって見ていただければというふうに考えております。

それから、OA機器、回線数ということですが、先ほど答弁させていただいたとおり、絶対に台数が、回線数というもので、家庭がどれだけかということは、調査中ということでございますので、その部分におきましては明確な部分にはなってございませんが、これぐらいあれば何とか今の子供たちの家庭における学習環境に対応できる部分としてできるのではないかと考えて、御提案させていただいております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まず、商品券の件でございしますが、プレミアム商品券と同じような内容で利用できる事業所ですということなのですが、正直、プレミアム商品券のデータがあるのですが、そこには、例えば上砂川だとか砂川だとか滝川だとか、と言いながら、上砂川の場合は、新聞、歌志内にはないということで、そちらのほうから配達してもらうだとか、あるいは滝川も朝日新聞になるのでしょうか、あと、砂川には、馬具を売っているところ、あるいはもともと歌志内にあった飲食業をやっている居酒屋のようなども加わっているのですが、これ

はあくまでも歌志内市の事業所に対するというところから始まっているのかなというふうな思いでございます。それからしていくと、ちょっとその部分が違うのかなという思い。

あと、歌志内市の事業所、これに含まれていないものもあるというふうに私は認識していますが、そこについては、どのような状況を考えておられるのか、これについて答弁をいただければと思います。

それと、今回の有効期間、4カ月間。私これを気にしたのは、今までの商品券というのはプレミアム商品券、そして商工会議所から出てくる商品券、必ず6カ月ということで、今までずっと使ってきました。そのような関係から、今回4カ月、戸惑いが起きないかなという単純な懸念があったものですから、聞かせていただきました。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、学校へOA機器ということで、先ほど言われた回線の数が行われるのだということなのですが、やはり使える家庭とそうでない家庭。備えました。それがすぐ使えなくても、いずれはということで、これからさまざまに教えていくのしょうけれども、やはりそこに携わる先生、そして生徒ということで、しっかりしたものを構築していかなければならないような思いでいます。全国一斉に始まっていますので、なかなか次から次からということは難しいのかもしれませんが、それについて、歌志内市でどのように考えて整備、そして人材をそろえていくのかということにつきまして、もう一度答弁をいただければと思います。

あと、OA機器ということで、それぞれの家庭に整備します。ややもすると、精密な機械ですから、壊れたりということが起きていくのかなということもありますが、そういったことに対する保証といいたししょうか、大丈夫なのですという、ですからどんどん使いたししょうという、そういった形、それがちょっと気になる場所ですが、そのことにつきまして答弁をいただければと思います。

以上でございます。答弁お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） プレミアム商品券、対象店舗の中に一部、市外に数店舗あるという部分でございますが、一応商工会議所の会員ということになっている事業所は、この中に網羅しているところがございます。これにつきましては、商工会議所のほうからの御要望もございますので、それについては載せているところがございます。

また、期間の4カ月という部分でございますが、先ほども御説明申し上げましたが、このたび緊急的に、短期的に経済のほうへ回していきたいという部分でございますので、4カ月というふうにしております。

なお、4カ月切れたそのタイミングでございますが、今後において、プレミアム商品券の発行事業等も入ってくると思っておりますので、その辺については、その後、プレミアム商品券については6カ月間になるのかなというふうを考えております。このたびの商品券につきましては、4カ月間ということで回していきたいというふう考えております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） インターネットの接続に関する部分でございますが、使える家庭、使えない家庭という部分につきましては、調査の関係はあるのですが、現状といたしましては、小中学生ともに学校の今までの教育課程の中でコンピューターというものを、調べ作業を含めてやってきております。

ただ、小学校1年生につきましては、入学したばかりということで、正直言ってその部分が、どこまでそういうものに対応できるかというのは、申しわけございませんが、そこまでは

今回、入学したてのところコロナという部分で臨時休校に至ってしまったということになっておりますので、子供たちが使えないという形ではないというふうに認識しております。

また、機器のセキュリティー対策を含めて、いろいろなことにつきましては、これからいろいろなことをやっていかなければなりません、今回ここで計上させていただいております通信に関して、機器がついて来る形なのですが、これについては、壊れた部分の保証も含めて提案をさせていただいているという内容でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 3点ほど聞きたいと思います。

一つ目です。民生費の特別定額給付金が、1人10万円の件ですけれども、各自治体で早速動き出していると思うのですけれども、早いところでは、5月の連休前に支給が開始が行われているというところもあります。こういったところは、各自治体で違うのですけれども、専決処分を行って、いろいろ手続をやった上で、連休前に支給をしたりということをやっていると思うのですけれども、本市においては、今の臨時議会終了後に申請書の発送予定になっているということになっております。

申請書の発送というのは、住民基本台帳で住民の方々の管理というのが結構されているはずで、申請書の書類というのは速やかに発送できたのではないかなと思っております。これをするには、専決処分を行ってということになると思うのですけれども、なぜ専決処分を行って、早く手続をできなかったのかなというちょっと疑問があるので、そこを聞いておきたいと思えます。

二つ目です。教育費の、先ほど下山議員も言うておりましたけれども、インターネット接続の部分でございます。インターネットが整っていない家庭にインターネットの回線をということで、多分対応していくのだと思うのですけれども、今、コロナ問題でいろいろな形でオンライン授業ということも言われている中で、そういったことが今後対策として盛り込まれていく形になっているのか、どういうふうな想定をしているのか聞いておきたいと思えます。

三つ目でございます。最後の予備費の2,280万円なのですけれども、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、今回、この事業の残額として、感染症の財源と今後の対策として2,280万円を予備費にしていくという形になっていると思うのですけれども、今後、歌志内市の商工業の経済対策だとか、感染予防の対策だとか、こういったさまざまな取り組みが今後必要になってくる中で、この2,280万円が果たして足りるのかどうなのか、どういうふうに考えているのか聞いておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私のほうから、専決処分をしなかった理由ということでお答えをいたします。

今回の補正予算につきましては、国により給付内容が決められ、全国一律に行われます特別定額給付金や子育て世帯の臨時特別給付金のほかに、国から交付されます地方創生臨時交付金を活用しまして、市町村の裁量によりまして、地域の実情に応じて行う感染症拡大防止対策の強化、市内経済対策等への影響を緩和するための支援などの事業が含まれております。

これらの事業につきましては、議案として審議していただくことが適当と判断したことと。あと、例年5月の初旬には、税条例の改正を提案するため、臨時会を開会していただいていることから、専決処分とはせず、今臨時会の議案として提案することとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） インターネット等を利用して、これからのオンライン授業という見解でございますけれども、今回、通信料のインターネット接続料として提案させていただく部分につきましては、まずもって家庭における学びの学習の提供という場をとっていきたいという考え方の中で、北海道においては「どさんこ学び応援サイト」だとか、使用している教科書出版会社におけます予習・復習だとかのテキストが出ておりますので、そういうところをいち早く見ていただければと思っておりますので、提案でございます。

ただ、議員おっしゃられるとおり、今後のオンライン授業という形については、さまざまな観点で、今、注目もされております。これにつきましては、学校のほうの環境としてできる対応という問題もあります。

あわせて、昨日でございますが、北海道知事のほうからは、オンライン活用による授業の提供に関する支援として、ICTを活用したリモート学習についての応急対応マニュアルなんかを今後、作成して提供していきたいというような話もございますので、当然ながらそういうことも視野に入れながら、状況に応じた対応をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 予備費の関係でございますが、残り2,280万円で商工業の対策ですとか感染症対策、足りるのかということでございますが、それにつきましては、地方創生臨時交付金の額が一つの目安とはなりますけれども、それで足りるかどうかというのは、現時点ではちょっとわからない状況でございます。当然に市に必要な事業につきましては行っていかなければならないと思っておりますが、ただし、当然その際には、財政の健全化も考慮するような形になると思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 一通り答弁いただいたのですけれども、1人10万円のものなのですけれども、専決の理由は大体わかりました。

ただ、やっぱり市民の中に、各企業で働いていて、企業の意向で、働かなくてもいいですということが多分、可能性もあったのではないかなと。そういった方はなかなか、休業補償だとかということも出てくるのですけれども、お金が入ってくるかどうかわからない。給料がちゃんと入ってくるかどうかわからないという、心配する中で、1人10万円という金額は結構大きいと思うのです。それを少しでも市民の不安を取り除くという意味でも、この10万円の支給というのは早く進めたほうがよかったのかなと思うのです。

全部一律で5月15日だとか20日から、どこの自治体もそれをやっているのだったらあれなのですけれども、そういうふうに早くやっている事例が出てきているので、市民の方々は、うちはいつもらえるのだろうという不安もあると思うのです。いつになったら申請できるかなとか、お金をもらえるのかなという。そういった不安というのも多分あると思うので、少しでも早く対応していただければありがたかったかなと思うのですけれども、その辺もう1回答弁いただきたいと思っております。

教育費のインターネットの関係なのですけれども、学校のほうでいろいろな形で、タブレットを用意したりだとかしている状況も多分整ってきているのではないかなと思うのですけれども、こういったタブレットとかも使って、家庭で今後授業をやっていくとか、先生とのコミュニケーションがとれたりとか、長期の夏休み、冬休みだとか、そういったときに家庭でタ

タブレットを使ってできるとかということも考えられるのかどうなのか、もう1回その辺、聞いておきたいと思います。

最後の2,280万円の予備費の件ですけれども、今、国で2次補正、3次補正という話もいろいろ今後出てくると思うので、その辺どういうふうになるかまだ不透明ですけれども、今現在では、北海道の知事も、ちょっと足りないのではないかと、国のほうに要請しないとだめではないかという話もしている状況だと思います。

やっぱりきめ細かな支援のためにということで、一番最初説明を受けたのですけれども、足りなくなったら大変なことになると思うので、きちんとした設計をして、足りなければ国なり道なりに、いろいろな形で要請していく必要が出てくるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） お答えします。

最初の、早くに支給の体制をとったらどうだということでございましたけれども、内部では相当な議論をしておりました。そういう意味で、近隣を見ても大体似たような時期になったというのは、どの自治体もそういうことだったのではないかなと思っております。

中には、かなり早く準備をしたというところもございしますが、こういうところにつきましては、貸し付けを受けるという形で、貸付金を返すのは本人の責任で返しなさいと。こういう突き放したような状況になっております。返す財源は、市からもらったお金をもって返しなさい。それが本当の市民サービスなのかという。逆に言うと、より簡便な方法で確実に本人のところへ届くと、こういうことが望ましいのではないかということが一つあったということと。

それと、行政だとか市が単独でどこまで手当てができるのだろうか。これを10万円の給付金とともに一緒に出してやりたいと、こういう思いがありまして、内部議論を進めて、今回の提案になったというように御理解をいただきたいと思います。

それから、3点目の予備費の関係なのですが、御指摘のとおりでございます。市としては、現在の状況がこれでおさまるのかということについては、相当な疑問を持っております。既に内部で議論を重ねているところでございますが、この臨時会で御提案した内容については、ここまでのものという、1回線を引かなければだめだなということで、この後どう展開していくのか、この状況を見て判断していくことが必要だろう。

おっしゃるとおり、多分一月、二月ではおさまらないのではないかという思いがしております。その段階で、御指摘の国がどう手当てしてくれるか、全く不透明であります。してくれるのか、してくれないのか。あるいは北海道もどう出てくるのかということを含めて、我々もこれを見守っていかなければならないのかなというふうに思っております。

ただし、現状のこの臨交金の中であっても、御指摘のとおり、不足するのではないかという場面も考えられるだろうと。その場合は、今まで、ここ10年から努力して蓄えてきた。こういうときに市民の皆さんに手当てをしていくと、こういうことが我々に課せられた仕事ではないかと、このように思っております。それがどの程度の規模になるのかは、これからどう進んでいくか、これによって判断してまいりたい。

したがって、当面、臨交金の残額を予備費に載せていますけれども、不足する分については、当然財調なり何なりという単費をこれに重ねて対応していくということもあり得ると、このように御理解をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） インターネット接続料に関します、今後においてもタブレットが

使用できるのかという総体的な見解でもあろうかと思うのですが、今回の予算につきましては、今年度いっぱい使用できる予算を計上させていただいております。これにつきましては、本日の新聞並びにニュース等でも、学習のおくれというものが複数年で解消せだとか、小学6年、中3については今年度中というようなニュースが出ておりますが、いずれにいたしましても、これまで、4月、5月まで、現状におけます休校というものが、やはり学習の環境という部分では大きく変わってきておりますので、今後においてもそのようなものを家庭環境において穴埋めをしていくとかという意味でも、こういうようなものを活用しながら対応していくという考え方の中での御提案とさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） わかりました。

最後に、予備費の関係で、質疑を考えていたのですけれども、今、市長言っていたのであれなのですけれども、財調のほうの取り崩しという話も、最終的にはなってくる可能性もあるということなのですけれども、そういったところで、国、道が出し渋りをしているのであれば、やっぱり市の財源でということになってくると思うので、その辺は柔軟に対応していただけるという御答弁でよかったのか、もう1回聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） すぐおさまってくればいいのですけれども、子どもはそう簡単にかないだろうということで、第2次、3次があり得るだろうという想定のもとに、国がどこまで手当てしてくれるかわからないという中で、市のほうも腹をくくっていなければならないという思いでいることも一つ。

それからもう一つは、皆さんに有効に使っていただきたいといいますか、値のある使い方をしてほしい。これは、事業者の方と市民の方との関係もそうなのですけれども、そのように思っております。

先ほど産業課長のほうからも話がありましたけれども、4カ月の商品券。なぜかという、その後に地域振興券が控えているわけです。そういうことを含めて、切れ目のない、そういうつながりを持って地元事業者の下支えをしていきたい。足りなければ地域振興券の追加ということもあり得るのかなと思っております。

したがって、今回の支援策とあわせて市の単独の政策というものを十分考えながら、この後の状況を見てまいりたいと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 2点ほどお尋ねします。

特別定額給付金のほうなのですが、まず、マイナンバーカードを持っているとオンライン申請ができるということで、報道でやっています。まず、当市のマイナンバーカードの発行状況と、一部郵送で、郵送以外のオンライン申請は意外と手間がかかるということなのですが、郵送、また、うちは各地区に出向いて申請をしていただけるということなので、オンライン、この三つの申請に、支給のスピードの差というのは出ないのかどうか聞かせてください。

あと、インターネットの接続機材について、今、結構こういう状況が多いので、機材自体が不足しているというようなことも聞くのですが、30に30、60回線、これは確保できる見通しというのはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 阿部市民課長。

○市民課長（阿部幸雄君） 私のほうからマイナンバーカードの交付状況ということでお答え

させていただきます。

マイナンバーカード発行が平成28年1月に始まりまして、令和2年4月までの枚数は476枚ということになっております。

○議長（川野敏夫君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間靖人君） オンライン申請、それから郵便の申請、窓口の申請のスピードの関係ということでございますけれども、今、予定といたしまして、オンライン申請につきましては、あす5月15日から受け付けを開始いたします。郵便につきましては、あした、申請書を一斉発送することといたしております。窓口につきましては5月18日月曜日から申請の受け付けを開始いたします。

また、市内8カ所の受け付けにつきましては、5月21日の社会福祉協議会を皮切りに、5月27日、文珠第3町内会館まで、5日間、8カ所で実施することといたしております。

そして、これらの申請を受け付けまして、5月21日において一番最初の集約を行いまして、1週間後、5月28日木曜日に集約分について口座振替をしたいと考えておりますので、オンラインにつきましても、窓口につきましても、郵便につきましても同じような取り扱いで、最初の集約を行いたいと、そんなふうと考えております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） インターネットの接続回線数、これにつきましては確保はできるのですが、現状、今テレワーク等で、レンタル機器のセット物なものですから、そちらのほうについては、業者のほうは非常に状況に応じて厳しい部分があるということになっております。家庭におきます環境調査というのをやっている最中ですから、ある程度の台数が見込めたときは、いち早く確保に向けた動きをしていきたいという考え方でいます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

定額給付金、どの申請のルートを選んでも最短で28日には支給されるということなのか、まず伺います。

あと、インターネットの接続料、こちらのほうは30回線で188万円の予算が上がっていますが、1回線当たりどのぐらいの金額というか、そんな設定はもう出ているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間靖人君） 最短の口座振込の日程につきましては5月28日でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 機器と、それから通信回線、これはデータとしては、一月20ギガバイトの通信料であります。それらを込み込みで一月6,280円という金額を設定して計上させていただいております。1台当たりです。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和2年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時16分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 谷 秀 紀